

太陽研究者連絡会 会則

2013年9月12日 施行

2014年2月18日 第1条、第24条改訂

2015年10月1日 事務局に関する細則第2条改訂

2015年10月1日 暫定移行期間に関する細則第3条、第4条、第7条改訂

2015年12月17日 2015年10月1日の改訂を基に戻す。

2015年12月17日 事業に関する細則の一部名称変更

2015年12月17日 運営委員選挙に関する細則第2条追加

2019年12月6日 事務局に関する細則第2条改訂

2019年12月6日 事業に関する細則第2条改訂

2021年10月1日 事務局に関する細則第2条改訂

2022年2月10日 役員に関する細則第5条改訂

2023年10月1日 事務局に関する細則第2条改訂

2024年2月21日 第6条の削除、第3・42条改訂、第14条の追加、会費に関する細則の削除、事業に関する細則・役員に関する細則・太陽研連シンポジウムに関する細則・事務局に関する細則の改訂

第1章 総則

第1条 本会の名称は太陽研究者連絡会とする。略称は「太陽研連」とする。英語名は Japan Solar Physics Community、英語略称は「JSPC」とする。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、わが国の太陽研究者間の連絡を密にし、太陽研究の将来等の重要事項について議論し、太陽研究者の総意を他の諸分野に対して働きかけてゆくことを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う（詳細は細則で定める）。

1. 施設の共同利用および共同研究の公募を実施している研究機関での活動
2. 学会での活動
3. 将来計画の検討・情報交換
4. 太陽研連シンポジウム・研究会の開催

- 5. 国内他の諸分野や、太陽研究の国際的な窓口としての活動
- 6. 教育・普及活動

第3章 会員

- 第4条 太陽物理学及び関連分野の研究者で本会に入会を希望するものは、会員となることができる。
- 第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。
- 第6条 会員は、退会届を会長に提出することで、任意にいつでも退会することができる。
- 第7条 運営委員会の発議、総会での議決により、会員を除名することができる。

第4章 役員

- 第8条 本会に次の役員を置く。
- 1. 運営委員 8 名以上 15 名以内
 - 2. 運営委員のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を事務局長とする。
- 第9条 運営委員は、会員の中から選出する。
- 第10条 運営委員は以下により選出する。
- A) 運営委員及びその補欠を選出するため、会員による運営委員選挙を行う（選ばれた委員を「A 項委員」と呼ぶ）。運営委員選挙を行うために必要な細則は別に定める。
 - B) 運営委員選挙により選ばれた委員の推薦により、追加で運営委員を選ぶ（「B 項委員」と呼ぶ）。これは世代・性別・所属・分野についての偏りを避けるための措置である。
 - C) 事務局長は、運営委員となる（「C 項委員」と呼ぶ）。
 - D) 運営委員のうち、任期途中で A 項委員退任の場合は、運営委員選挙で選ばれた補欠から獲得票順に繰り上げて選出する。

第11条 運営委員の任期は、4年とする。任期は、12月1日から、その4年後の11月30日までとする。ただし、C項委員は、この規則の例外とする。

第12条 運営委員の連続複数期着任は、3期までとする。C項委員も例外としない。連続3期着任運営委員は、3期目終了直後の期の運営委員を選出する選挙においてのみ被選挙権を失う。

第13条 会長・副会長の任期は2年とする。任期は12月1日から、その2年後の11月30日までとする。

第14条 会長の連続複数期着任は2期までとする。連続でなければ3期以上の複数期着任は阻まない。

第15条 事務局長の任期は2年とする。任期は10月1日から、その2年後の9月30日までとする。

第16条 会長は、この会則で定めるところにより、本会を代表し、職務を執行、統括する。

第17条 会長は、運営委員の互選により選出する。

第18条 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。会長に不都合が生じたとき、または会長が欠けたときは、副会長のうち年長のものがその職務を代理する。

第19条 副会長は、会長の指名後、運営委員による承認で選出する。

第20条 運営委員・会長・副会長・事務局長は、総会の決議によって解任することができる。

第5章 総会

第21条 総会は、すべての会員をもって構成する。

第22条 会長は年1回、細則で定める定例総会を招集するほか、運営委員会の決議により随時、臨時総会を招集する。

第23条 総会の定足数は細則で定める。

第24条 総会の決議は、出席者の過半数をもって行う。ただし、会長が必要であると判断する場合、運営委員会の議を経て電磁的方法による決議を行うことができる。

第25条 総会で議論された内容は、議事録をとり、会員に周知する。事務局が担当する。

第26条 総会の議長は会長とする。

第6章 報告会

第27条 決議を行わない情報交換の場として、報告会を開催する。細則は別に定める。

第28条 報告会の司会は会長とする。

第7章 運営委員会

第29条 本会に運営委員会を置く。運営委員会は、すべての運営委員をもって構成する。

第30条 運営委員会は、次の職務を行う。

1. 本会の業務執行の決定
2. 運営委員の職務の執行の監督
3. 会長および副会長の選定
4. 事務局の決定

第31条 定例運営委員会は、細則に従い、会長により招集される。

第32条 臨時運営委員会は、必要に応じて、会長により招集される。

第33条 運営委員会の定足数は細則で定める。

第34条 運営委員会で議論された内容は、議事録をとり、会員に周知する。事務局が担当する。

第35条 運営委員会の議長は会長とする。ただし、運営委員選挙直後の会においてのみ、会長・副会長選任議題のみ事務局長が議長を代行する。

第 8 章 太陽研連シンポジウム

第36条 太陽研連シンポジウムを定期的を開催する。

第37条 太陽および周辺分野の研究活動の情報交換、将来計画を議論する場とする。

第38条 世話人は、運営委員の中から運営委員会が選任する。

第 9 章 事務局

第39条 本会に、細則に定めるとおり、事務局を置く。

第40条 事務局は、運営委員会が選定する。

第41条 事務局長は、事務局に所属する会員の互選で推薦し、運営委員会による承認で決める。

第42条 事務局は次の事務を担当する。

1. 会員名簿の維持管理
2. 総会・運営委員会の議事録作成と会員への周知
3. 運営委員選挙の実施
4. ウェブコンテンツの維持管理
5. メーリングリストの維持管理

第43条 事務局の任期は、2年とする。任期は、10月1日から2年後の9月30日までとする。

第 10 章 会則改訂

第44条 会則改訂は会員提案により運営委員会が発議し、総会で決議する。

第45条 細則改訂は運営委員会により決議し、総会で報告する。

太陽研究者連絡会 事業に関する細則

第1条「施設の共同利用および共同研究の公募を実施している研究機関での活動」は、それらの研究機関に設置されている委員会の委員選定にかかわる活動を指す。活動内容については、具体的な案件に即して、「諮問に対する推薦」「選挙に対する公認推薦」など柔軟に対応する。

第2条 「学会での活動」は以下を指す。

- 1.日本天文学会
 - ・代議員の推薦
 - ・各賞候補の推薦
- 2.日本地球惑星科学連合
 - ・代議員の推薦

第3条 「教育・普及活動」は以下を指す。

- ・「太陽研究最前線ツアー」の開催

太陽研究者連絡会 役員に関する細則

第1条 運営委員のうちA項委員は、8名とする。

第2条 運営委員のうちB項委員は、2名以上4名以下とする。

第3条 運営委員のうちC項委員は、1名とする。

第4条 運営委員補欠は、2名とする。

第5条 効率よい業務遂行のため、運営委員のなかから以下の担当を置く。

1. 共同利用/共同研究拠点・学会活動担当
 - 施設の共同利用および共同研究の公募を実施している研究機関での活動および学会での活動を担当する
2. 将来計画検討・情報交換担当
 - 会員が計画している研究プロジェクトおよび関連学会・共同利用研究機関の情報を収集し、太陽研連としてのロードマップをまとめ、将来計画文書を編纂する。
3. 太陽研連シンポジウム・研究会担当
 - 太陽研連シンポジウム等の太陽研連が主催する研究会の立ち上げを主導する。各研究会の内容等は、本担当と研究会毎に結成される世話人団により決められる。
4. 分野間・国際間交流担当
 - 近隣研究分野コミュニティーの情報収集をすると共に、太陽研連から他分野・諸外国への情報発信（将来計画など）を担当する。
5. 教育・普及活動担当
 - 太陽最前線ツアーなどの教育・普及活動を企画・運営を主導すると共に、太陽研連への教育・普及関係の問合せに対応する。
6. 若手問題・男女共同参画担当
 - 太陽研連の会員属性の分布状況を把握し、状況を基にした問題提起・情報発信を行う。
7. 賞対応担当
 - 関連する学会等で行われている表彰の情報収集および本会での情報共有を行うと共に、会員が受賞した場合に会員向けの広報を行う。

太陽研究者連絡会 運営委員選挙に関する細則

第1条 メーリングリストをもちいた会員による 選挙活動（「自薦」「推薦」表明など）は、これを妨げない。

第2条 投票結果得票数が同数の場合は、年少のものを上位とする。

太陽研究者連絡会 総会に関する細則

第1条 総会の定足数は、総会員数の20%とする。

第2条 定例総会は年1回開催する。

第3条 委任状による代理参加を認める。委任する相手は会員であることを要する。

第4条 原則として、太陽研連シンポジウムの際に開催する。

太陽研究者連絡会 報告会に関する細則

第1条 報告会は年2回、日本天文学会年会時（春・秋それぞれ）に実施する。

第2条 運営委員会・事務局・主要拠点がそれぞれ活動状況を報告する。

太陽研究者連絡会 運営委員会に関する細則

第1条 運営委員会の定足数は、委員総数の50%とする。

第2条 定例運営委員会は、年4回開く。

第3条 原則として、日本天文学会年会時（春・秋それぞれ）、太陽研連シンポ時に1回、遠隔会議を1回、実施する。

第4条 運営委員会への参加旅費に対する援助はなし。

太陽研究者連絡会 太陽研連シンポジウムに関する細則

第1条 太陽研連シンポジウムは原則、年1回開く

第2条 基本的に以下の研究機関が、シンポジウムの開催地世話人を持ち回りで担当する。
ただし、開催地世話人の担当を希望する大学・研究機関があれば、そちらを優先する。

1. 国立天文台
2. JAXA 宇宙科学研究所
3. 京都大学 理学研究科附属天文台
4. 名古屋大学 宇宙地球環境研究所

太陽研究者連絡会 事務局に関する細則

第1条 事務局は、以下の研究機関が持ち回りで担当する。

1. 国立天文台
2. JAXA 宇宙科学研究所
3. 京都大学 理学研究科附属天文台
4. 名古屋大学 宇宙地球環境研究所

第2条 事務局は、以下のとおりとする。

国立天文台 太陽観測科学プロジェクト

〒181-8588 東京都三鷹市大沢 2-21-1

国立天文台

太陽観測科学プロジェクト

太陽研究者連絡会事務局

FAX: 0422-34-3700

太陽研究者連絡会 暫定移行期間に関する細則

第1条 以下の運営委員の任期は2017年11月30日までとする。

1. 草野完也
2. 柴田一成
3. 一本潔
4. 原弘久
5. 勝川行雄

第2条 以下の運営委員の任期は2015年11月30日までとする。

1. 清水敏文
2. 横山央明
3. 櫻井隆
4. 花岡庸一郎
5. 渡邊鉄哉

第3条 以下の運営委員（C項委員）の任期は2015年9月30日までとする。

1. 上野悟

第4条 会長を草野完也、副会長を清水敏文・横山央明、事務局長を上野悟とする。ただし任期は、本細則第1条・第2条・第3条により定める。

第5条 次回の運営委員選挙は、2015年11月までに実施する。4名の委員と補欠2名とを選出する。

第6条 次回の運営委員選挙終了直後の運営委員会においてB項委員を2名選出する。うち1名の任期は2017年11月30日まで、もう1名の任期は2019年11月30日までとする。

第7条 以下の事務局の任期は2015年9月30日までとする。

京都大学 理学研究科附属天文台